

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料8番
所管人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「地公育休法」という。）の改正に伴い、非常勤職員の育児休業における取得要件の緩和等をするほか、定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

- (1) 地公育休法の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。
 - ア 地公育休法において、職員の育児休業の取得回数制限が緩和されたことに伴う規定整備
 - イ 非常勤職員の育児休業における取得要件の緩和及び取得の柔軟化
- (2) 地方公務員法の改正等に伴い、次のとおり規定を整備する。
 - ア 再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備
 - イ 役職定年の特例（特定管理監督職群等）により役職定年年齢以後引き続き管理監督職として勤務する職員を、対象職員から除外する。

3 施行日

令和4年10月1日

ただし、(1)の一部については公布の日、(2)については令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

令和4年10月1日施行

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ）（略）</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ）（略）</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

新	旧
<p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p>第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をし</u></p>	<p>第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は</u></p>

新	旧
<p><u>ている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期</u></p>	<p><u>当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子</u></p>

新	旧
<p>間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月</u></p>	<p>の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(新設)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画につい</u></p>

新	旧
<p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>第4条から第20条まで(略)</p>	<p><u>て書面により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4条から第20条まで(略)</p>

令和5年4月1日施行

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項又は<u>同条第2項</u>の規定により<u>引き続き勤務</u>している職員</p> <p><u>（3） 職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4） 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> アからイまで（略）</p> <p>第2条の2から第6条まで（略） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務</u>している職員</p> <p><u>（3） 第2条第3号に掲げる職員</u></p> <p>第8条から第13条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>第1条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項又は<u>第2項</u>の規定により<u>引き続いて勤務</u>している職員</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（3） 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> アからイまで（略）</p> <p>第2条の2から第6条まで（略） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務</u>している職員</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第8条から第13条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法</p>

令和5年4月1日施行

新	旧
<p>律第 261 号) <u>第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>第 15 条から第 20 条まで (略)</p>	<p>律第 261 号) <u>第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>第 15 条から第 20 条まで (略)</p>
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>付則第 3 項及び第 4 項の規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>第 1 条及び付則第 2 項の規定 令和 4 年 10 月 1 日</u></p> <p>(3) <u>第 2 条の規定 令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>前項第 2 号に定める日 (以下「施行日」という。) 前に、この条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 5 号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p>3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 35 号) による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行日前においても行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 2 条第 3 号ア、第 2 条の 3 第 3 号、第 2 条の 4 又は第 3 条第 7 号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、施行日前においても行うことができる。</u></p>	